募集要項

多様なメディアを活用した文化芸術創造支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人が公共・民間の文化施設に集い、文化芸術活動を共に行うことが難しくなりました。

このような状況に向き合う仙台市内の文化芸術関係者の活動継続を支援するため、一人ひとりが生活や活動する場所から、多様なメディアを工夫して用い、市民に文化芸術を届ける創造的な活動に対して助成いたします。

対象となる事業・助成金額

A. 創造・発信事業	個人：上限３０万円 団体・民間文化施設：上限５０万円
B. 創造・発信のための基盤づくり事業	上限100万円

申請方法

1 提出締切　２０２０年5月２９日（金）必着

2 提出書類
1. 申請書
2. 申請者プロフィール
3. 収支予算書
4. 事業内容に関する補足資料
詳細は4ページをご覧ください。

3 提出方法　Eメールまたは郵送

4 事前相談　E メールまたは電話でお問い合わせください。
相談を希望される方は、お名前、団体名・施設名、相談内容、連絡先等をE メールまたは電話にて事務局までご連絡ください。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、面談による相談対応は行いません。

提出先・お問い合わせ先

事務局：公益財団法人仙台市市民文化事業団 総務課企画調整係

〒981-0904　仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5 日立システムズホール仙台
［電話］022-727-1875（平日8時30分から17時00分）
［ウェブサイト］https:// ssbj.jp/［Eメールアドレス］support@bunka.city.sendai.jp

申請書のダウンロードはこちらから

1 対 象 期 間

２０２０年6月中旬～２０２０年１０月３１日（土）までに行われる事業
※採択内定通知が到着後から事業を実施できます。

2 対 象 者

（１）個人　　仙台市内に住所があり、直近１年間で継続して文化芸術活動を行っている個人
（２）文化芸術団体　仙台市を拠点とし、直近１年間で継続して文化芸術活動を行っている団体
（３）民間文化施設　仙台市内のスタジオ、ライブハウス、ギャラリーなど
（４）上記（1）～（3）の助成対象者の２者以上によって構成される任意のグループ・団体

〇アーティストだけでなく、文化芸術の企画・制作・技術等に関する専門職の方も対象になります。
〇同一申請者が複数の申請をすることはできません。
〇異なる申請者であっても、団体の代表者や構成員等が重複している場合は、採択の優先度が低くなる場合があります。

3 対 象 と な る 事 業

次のいずれかに対応した事業を申請してください。
メディアの種類やオンライン・オフラインの枠に捉われない、自由な発想に基づいてご提案ください。

A．創造・発信事業　**多様なメディアを活用した文化芸術の創造と発信を行う事業**

例：オンラインイベント（動画配信によるライブ・公演・ワークショップ等）
ウェブサイトや冊子等の媒体を用いた発信を伴う文化創造活動
文化芸術に関するアーカイブ事業（過去の公演記録等の編集・公開含む）　など

B．創造・発信のための基盤づくり事業　**多様な主体が将来に渡って、A に掲げる活動を継続的に行える基盤をつくる事業**

例：新たな収益モデル事業（クラウドファンディングを活用した取り組み等）の構築
文化芸術関係者を広く支援するための仕組みづくり（情報発信・調査研究・配信技術等の中間支援）
持続的で開かれたネットワークを構築して行う事業　など

◆主な分野
文学、音楽、美術、工芸、写真、映像、演劇、舞踊、伝統芸能など
※文化芸術のジャンルは問いません。

◆以下の要件を満たしてください。
〇申請者自らが主催者となって事業を行うこと。
〇文化芸術の振興と普及を主たる目的とすること。
〇市民が広く視聴・鑑賞・参加できること。
視聴料・参加費等は無料・有料を問いません。
特定の会員や団体のみを対象とした事業は対象外となります。
〇特定の政治団体、宗教団体等の宣伝を目的としないこと。
〇新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が十分に講じられた事業計画とすること。
出演者やスタッフのみによるオンラインイベント等においても、適切な措置（必要最低限の人数での実施、検温、手洗い・アルコール消毒、室内換気、身体的距離の確保、密閉・密集・密接の回避等）のもと事業を行ってください。
〇第三者の著作物を利用する場合は、申請者自らが利用許諾等の必要な手続きを適切に行うこと。
〇申請事業に仙台市または仙台市の関係団体から補助金、助成金、負担金等の収入がないこと。

4 助成予定件数

50 ～ 70 件程度（予算の範囲内で採択します）

5 助成金額

A．創造・発信事業	個人：上限３０万円 団体・民間文化施設：上限５０万円
B．創造・発信のための基盤づくり事業	上限100万円

〇助成率は 10 分の 10 とします。事業収入や自己負担金の有無は問いません。
〇個別の助成額については、企画内容を審査のうえ予算の範囲内で決定します。申請額どおりに交付するとは限りません。
〇事業着手後、希望がある方については、助成内定額の２分の１以内の額をお支払いします。

6 対象経費

申請事業に直接かかる費用
（人件費、出演料、作品制作費、著作権料、印刷費、物品購入費、会場費、県内交通費、振込手数料等）

〇人件費及び出演料等については、算出方法や考え方をご記載ください。
　著しく高額であると考えられる場合には、経費の一部のみを認める場合があります。

7 対象外経費

飲食費、交際費、接待費、記念品・贈答品代、旅費、常時必要となる団体運営維持費など

8 選考方法・結果の通知

書類審査で選考いたします。
採択・不採択にかかわらず、2020 年 6 月中旬頃に選考結果を郵送いたします。

9 選考の視点

① 活動実績	**文化芸術の振興と普及等に関する活動実績があるか**
② 企画内容	**新たな視点を提示するような独創的な活動内容となっているか**
③ 公益性	**多くの市民や地域の文化関係者らの参加（鑑賞）が見込まれる内容となっているか**
④ 波及効果	**地域・社会への波及効果が持続的に期待できるか**
⑤ 実現可能性	**実施のために適切な体制及び計画、予算となっているか（※）**
⑥ 必要性	**助成金の必要性が認められるか**

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が十分に講じられているかも選考基準に含まれます。

10 申 請 方 法

Eメール・郵送のいずれかの方法により、下記の提出書類を事務局まで提出してください。

提出締切　2020年5月29日（金）必着

提出書類　1．申請書　2．申請者プロフィール　3．収支予算書

4．事業内容に関する補足資料（A4 サイズ 2 ページ以内・様式は任意）

提出方法　Eメールまたは郵送

〇提出書類1～3の様式は、当財団ウェブサイトからダウンロードしていただくか、お電話にてご請求ください。
〇提出書類4の様式は任意です。また、提出は必須ではありません。Eメールで提出する場合は、PDF 形式に変換・圧縮してご送付ください。
〇提出された書類や資料は返却いたしません。
〇新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、直接事務所への持参による申請は受け付けません。
〇提出書類の到着確認はお電話にてお問い合わせください。

11 事 業 報 告 ・ 助 成 金 の 支 払 い

事業終了後 2 か月以内に下記書類を E メールまたは郵送にて事務局にご提出ください。

- **事業報告書　・収支決算書　・振込口座届出書**
- **対象経費分の領収書の写し**　※対象経費分…収支決算書の対象経費欄に記載する費用のこと
- **事業の成果物**（制作した冊子等）

〇助成金は、報告書の審査を経て交付額決定通知を送付した後、30 日以内にお支払いします。
〇事業着手後、希望がある方については、助成内定額の2分の1以内の額をお支払いします。
〇交付額は事業内容や収支予算等に大きな変更が生じていた場合は、助成内定額から減額や取消となる可能性があります。（交付決定額が既にお支払いした金額を下回った場合には、超過額を返還していただきます）
〇事業実施後 2 か月を経過しても報告がない場合には辞退とみなし、助成が取消となる場合があります。（既にお支払いした助成金については、返還していただきます）

12 ウ ェ ブ サ イ ト や 成 果 物 等 へ の 表 示

助成対象の発信媒体や広報物、成果物等には、下記のとおり表記してください。

「助成　公益財団法人仙台市市民文化事業団」または「助成　（公財）仙台市市民文化事業団」

13 申 請 か ら 決 定 ま で の ス ケ ジ ュ ー ル

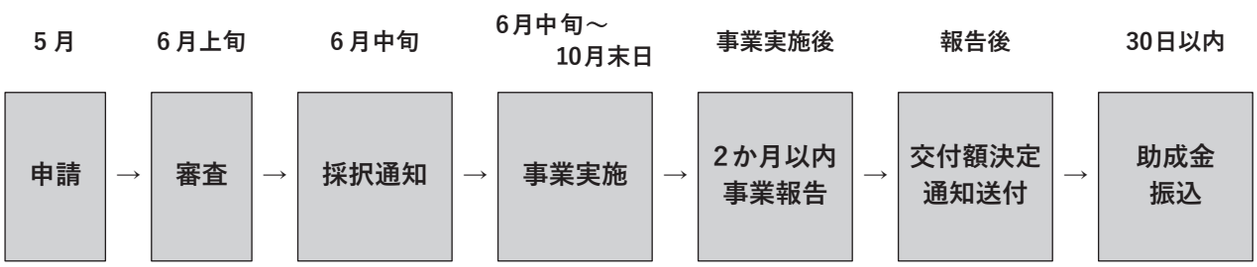

14 お 願 い

〇活動への視察や本助成に関連した調査等にご協力ください。
〇採択された事業については、事業名、申請者名（主催者名）等を当財団ウェブサイトで公表します。
〇オンラインイベント情報や成果物等に関する情報については、当財団が作成するウェブサイトに公開しますので、事前に情報を提供してください。採択内定後に改めてご案内いたします。
〇新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて、国や地方自治体による要請内容の変更や、仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインが改訂されることが想定されます。そのため、採択後も、事務局との連絡を密に取り、必要に応じて事業の内容、時期、会場等の計画を適切に修正のうえ事業を進めてください。